

W セミナー 司法書士講座

民法 I

（総則・債権）

初学者向けコース《スタンダード》

基本テキスト サンプル

TAC

第1章 民法序論

Topics

- ・ここでは、民法とは何かを概括的に学習する。
- ・この章で記載されているものは、直接出題されることはないが、基本原理および解釈方法は今後学習するうえで大切な概念なのでしっかり押さえること。

1 民法の意義

- (1) 民法は、一般市民の生活関係を規律する法律である。

生活関係は、財産（不動産、動産、金銭、債権など）の取得、移転、消滅などに関する財産関係と、婚姻、夫婦、親子、扶養、相続など家族から発生してくる家族関係に分けられる。

- (2) 民法は、私法の一般法である。

① 公法と私法

公法とは、憲法、行政法等をいい、これらは公的生活を規律の対象とし、命令・服従を指導原理とする。

私法とは、民法、商法等をいい、個人のみならず民間団体に関する法律関係を規律する法のことである。私法は、自由・平等の精神のもと私的自治の原則等をその指導原理とする。

② 一般法と特別法

一般法は、一般事項を規定する法であり、特別法は特殊な事項を規定する法である。

私的事項に関し、民法は一般の民事に関する事項を規定する一般法であり、商法は民事中「商事」に関する事項を規定する特別法である。

一般法と特別法との関係については、「特別法は、一般法に優先する」という原則が妥当する。したがって、商人間の売買であっても商法に規定があれば商法が適用され、規定がなければ民法が適用されることになる。

- (3) 民法は民事に関する実体法である。

実体法とは、紛争解決の基準について定めた法（権利・義務の発生・変更・消滅に関する要件を定めた法）をいい、憲法、民法、商法などがこれにあたる。これに対して、手続法とは、紛争処理の手続きを定めた法をいい、民事訴訟法、民事執行法、民事保全法などがこれにあたる。

2 民法の法源

民法の存在する形式を民法の法源というが、これには次のものがある。

(1) 制定法

① 民法典

民法典は、第1編総則、第2編物権、第3編債権、第4編親族、第5編相続の5編から構成される。総則は、他の4編すべてに通ずる通則を定めたものであり、物権編・債権編は、物権・債権という財産権関係について定めたものである。また、親族編は、親子・夫婦などの家族関係の成立・内容について規定し、相続編は、主に家族関係に係る財産の承継（相続）や遺言などについて定めたものである。

② 民法典以外の成文民法法規

民法典の規定を補充・修正する民法規範を規定する民法法規が多数存在する。たとえば、利息制限法、借地借家法、信託法、不動産登記法などである。

(2) 慣習法

我々の生活は、一定の規範に従って営まれるが、この規範が全く意識されていない場合、これを慣習という。そして、この慣習が、社会の法的確信、または法的認識によって支持される程度に達した場合、これを慣習法という。

慣習法については、公の秩序または善良の風俗に反しない慣習は、法令の規定によって認められたもの（入会権；民§263, 294など）および法令の規定のない事項に関するもの（温泉権など）に限り、法律と同一の効力を有するとされている（法適用通則§3）。

(3) 判例法

裁判所の判決は、本来具体的な事件を解決するためのものであるが、その判決のもつ合理性および法令の解釈適用の統一の要請（裁§4, 10③）から、他の類似の事件についても同一の解決をさせる効力を有する。そして、特に最高裁判所によって類似の判決が繰り返されるようになるとこの傾向はますます顕著になる。そこにおのずから、判決による一般的な法規範が成立することになる。このような判決を判例法という。

(4) 条 理

条理とは、物事の道理・筋道をいう。成文法、慣習法、判例法もない場合に、裁判の最後の拠り所となるのが条理である。

3 民法の基本原則

(1) 所有権絶対の原則

所有権は、何らの拘束を受けず、誰に対しても主張できる完全な支配権であり、不可侵の権利であるという原則である。

(2) 私的自治の原則

私法上の法律関係においては、個人が自由意思に基づいて自律的に法律関係を発生、変更、消滅させることができるという原則である。

この原則からは、①契約自由の原則、②社団設立自由の原則、③遺言自由の原則などが導かれる。

(3) 過失責任の原則

個人は、その故意・過失に基づく行為についてのみ責任を負い、他人の行為や自己の無過失の行為については責任を負わないという原則である。

(4) 以上の諸原則は、資本主義の高度化に伴う種々の弊害から社会的弱者を保護するため、それぞれ修正がなされている。

4 民法の解釈

民法の法規は、抽象的かつ一般的な形で規定されているので、これを具体的な事件に当てはめていくには、まず民法の法規の意味や内容を確定する必要がある。これを民法の解釈という。

民法の解釈は、問題となっている事件に民法を当てはめて、公正妥当な結論がもたらされるもの（具体的妥当性）であるとともに、その解釈によりとられた理論が他の一般的な場合に適用しても正しいとされるようなもの（法的安定性）でなければならない。

このような解釈を可能とするため、次のような解釈の方法がある。

(1) 文理解釈

その法規に用いられている言葉を、通常の意味に従い、文法に従って解釈する方法をいう。もっとも基本的な解釈方法である。

(2) 論理解釈

民法全体との論理的関連に重点を置いて条文の意味を明確にする解釈方法である。

(3) 立法者意思解釈

立法の資料などによって、法規の立法当時の目的・意味を明らかにしていこうとする解釈方法である。

(4) 目的論的解釈

法規の制定された目的を探求し、もし立法者がその目的に従って現在立法したとすればどのように立法するであろうかを推測してする解釈方法である。

(5) 反対解釈

類似したA B 2つの事実のうち、Aについてだけ規定がある場合に、BについてAと反対の結果を認めるという解釈方法である。

【例】 「時効の利益は、あらかじめ放棄することができない」(民§146)と規定してあるときに、時効完成後なら放棄することができると解釈する場合。

(6) 類推解釈

類似したA B 2つの事実のうち、Aについてだけ規定がある場合に、Bについても同様の結果を認めるという解釈方法である。

【例】 近親者に対する損害賠償において、「他人の生命を侵害した」(民§711)と規定してあるときに、「生命を侵害した場合と比肩すべき重傷を負わした場合にも」と解釈する場合。

(7) 拡張解釈

Aに規定されている意味を、更に広げて解釈する方法である。

【例】 「配偶者」(民§711)に「内縁の配偶者」を含むと解釈する場合。

類推解釈と類似するが、類推解釈は言葉の意味を広げるのではなく、広げられない事項に対して同じ扱いをしようとする点で、拡張解釈とは異なる。

(8) 縮小解釈

法規をその一般的意味よりも狭く解釈する方法である。

【例】 民法177条の「第三者」を、全ての第三者ではなく、不法行為者、不法占拠者を除く第三者と解釈する場合。

5 私 権

(1) 意 義

私権とは、私法上認められる権利のことをいうが、いくつかの角度から分類される。

(2) 私権の分類

① 権利の内容からみた分類

財産権・非財産権に分類できる。

財産権とは、権利の内容をなしている利益が経済的価値を有し、金銭による評価がなされうような権利をいい、物権、債権などがそうである。これに対し、非財産権とは、それ以外の権利をいい、身分権、人格権などがそうである。

① 物 権

所有権がその典型であるが、他人の行為から利益を受けるのではなく、物自体の支配・用益から利益を受ける権利である。

② 債 権

特定の人（債務者）に、一定の財産的行為を請求する権利である。

債権者は、債務者の当該行為から利益を受ける。

③ 身分権

夫婦の同居請求権、親権など、身分上の権利をいう。

④ 人格権

身体、生命、名誉など、人間として尊重されるべき価値に対する支配権をいう。

② 権利の作用からみた分類

① 支配権

権利者の意思だけで権利の内容を実現できる権利である。

一定の客体について直接支配力を及ぼし、また、他人の干渉を排除しうるという意味で、支配的作用を本質とする。

【例】 所有権その他の物権、著作権、人格権

② 請求権

他人に対して一定の行為を請求する権利である。

すなわち、他人の行為を介してはじめて権利の内容を実現することのできる権利である。

【例】 債権

③ 形成権

権利者の一方的な行為によって、権利・義務関係の発生・変更・消滅という法律効果が生ずる権利である。

【例】 取消権、解除権

④ 抗弁権

自己に対する他人の権利（特に請求権）の働きを阻止することを目的とする権利である。

【例】 保証人の催告、検索の抗弁権（民 § 452, 453）、同時履行の抗弁権（民 § 533）

(3) 私権の社会性

私権は、公共の福祉に適合しなければならない（民 § 1 I）。

公共の福祉とは、社会共同生活全体としての向上・発展を意味する。また、私権がこれに適合しなければならないとは、私権の内容および行使は、これと調和すべきであり、これに違反する範囲では私権はその効力を認められないことを意味する。

この原則は、民法の基本原則である所有権絶対の原則を修正するものである。

(4) 信義誠実の原則

権利の行使および義務の履行は、信義に従い誠実に行われなくてはならない（信義誠実の原則＝信義則；民 § 1 II）。

信義誠実の原則とは、相互に相手方の信頼を裏切らないよう誠意をもって行動するべきであることをいう。私的取引関係は、この原則によっ

てこそ成り立つものである。

この原則は、当初は債権者、債務者間の関係においてとくに問題とされていたが、今では民法全体を通ずる指針を示すものと解されている。

(5) 権利濫用の禁止

権利の濫用は、これを許さない（民 § 1 III）。

権利濫用の禁止とは、外形的には適法な権利の行使であっても、個々の具体的状況の下において、社会性に反するときは、その権利行使は許されないとするものである。

第2章 人

第1節 権利能力

Topics

- ・ここでは、権利能力について学習する。
- ・権利能力を問う直接の出題の可能性は少ないが、権利能力の意義、始期、終期については基礎的な事項なのでしっかりつかんでおくこと。

1 権利能力の意義

権利能力とは、私法上の権利義務の帰属主体となることができる地位または資格をいう。

自然人及び法人のみが権利能力を有する。

H 5-1

2 権利能力の始期・終期

(1) 自然人の権利能力の始期

全ての自然人は、出生と同時に平等に権利能力を取得する（権利能力平等の原則；民 § 3 I，憲 § 14, 18）。

(2) 胎児に関する例外

権利能力の始期が出生のときであることから、胎児は権利能力を持たないのが原則である。しかし、これを貫くと、胎児に不利益な場合が生ずる。そこで、次の3つの場合については、胎児はすでに生まれたものとみなされている。

- ① 不法行為に基づく損害賠償請求権（民 § 721）
- ② 相続（民 § 886 I）
- ③ 遺贈（民 § 965, 886 I）

(3) 「胎児が生まれたものとみなされる」の意味

・停止条件説（大判昭7.10.6）

胎児中には権利能力はなく、生きて生まれた場合、さかのぼって権利能力を取得する。

この見解では、親権者（父母）などの法定代理人は出生前に胎児を代理することはできないことになる。

第 1 編 民法総則

(4) 権利能力の終期

自然人の権利能力は，死亡によってのみ消滅する。

(5) 外国人の権利能力

外国人も，法令または条約の規定により禁止される場合を除き，権利能力を有する（民 § 3 II）。

第2節 意思能力・行為能力

Topics

- ・ここでは、意思能力・行為能力について学習する。
- ・意思能力・行為能力は、意義をきちんと押さえておくこと。
- ・制限行為能力者制度は、単独でも出題可能性が高く、また、親族・相続でも必要となる知識となるので、きちんと押さえておくこと。

1 意思能力

S 63-1

(1) 意義

意思能力とは、自己の法律行為（契約等）の結果を弁識する（見極める）に足るだけの精神能力のことをいう。したがって、その行為が法律効果を生ずるためには常に意思能力が必要となる。

意思能力は、大体6歳から7歳で備わるとされている。

(2) 効果

意思能力のない者（意思無能力者）がした意思表示は無効である（大判明38.5.11）。

2 行為能力

(1) 意義

行為能力とは、単独で、完全に、法律行為を行うことのできる能力をいう。

(2) 制限行為能力者制度

意思能力のない者の法律行為は無効である。しかし、意思能力がなかったことの証明は難しい。そこで、民法は、意思能力に関わらず、常に取り消しうるものを定型化し、保護する制度を設けた。これが制限行為能力者制度である。

制限行為能力者には、①未成年者、②成年被後見人、③被保佐人、④被補助人がある。

3 未成年者

(1) 意義

未成年者とは、20歳未満の者をいう（民§4）。

ただし、未成年者が婚姻したときは、これによって成年に達したものとみなされる（成年擬制；民§753）。

この婚姻による成年擬制の効果は、原則として、その後に婚姻の取消しや離婚がなされても消滅しない。

(2) 未成年者の行為能力

① 原則

未成年者が法律行為（売買など）をするには、原則としてその法定代理人（親権者または未成年後見人）の同意を得なければならない（民§5Ⅰ本文）。

② 例外

次の法律行為は、未成年者に不利益を及ぼすおそれが少ないことから、未成年者が単独ですることができる。

① 単に権利を得、または義務を免れる法律行為（民§5Ⅰただし書）

該当する例

- ・負担のない贈与を受けること
- ・債務の免除を受けること

該当しない例

- ・負担付きの贈与・遺贈を受けること
- ・負担付きの遺贈の放棄
- ・債務の弁済を受けること
→ 債権を失うことになるからである。
- ・相続の承認・限定承認・放棄をすること

② 法定代理人が目的を定めて処分を許した財産の目的の範囲内での処分（同Ⅲ前段）

③ 法定代理人が目的を定めずに処分を許した財産の処分（同Ⅲ後段）

④ 法定代理人が許した営業に関する行為（民§6Ⅰ）

H 6-7

5-8

2-14

S 63-1

60-1

59-3

57-2

(3) 法定代理人の同意権

① 法定代理人

未成年者の法定代理人は、一次的には親権者、そして二次的に未成年後見人である。

② 同意を得ないでした行為の効果

法定代理人の同意を得ないでした行為は、これを取り消すことができる（民§5Ⅱ）。

この場合、当該法律行為をした未成年者は、意思能力がある限り、単独で取消しの意思表示をすることができ（民§120Ⅰ）、その際に法定代理人の同意を得る必要はない。

③ 法定代理人の追認権

未成年者が法定代理人の同意を得ずに締結してしまった法律行為については、法定代理人が事後に追認することができる（民§124）。

そして、この追認により、未成年者のした法律行為は、有効に確定する（民§122）。

未成年者自身も成年に達すれば追認することができる（民§124Ⅰ）。なお、成年に達する前でも、未成年者が、法定代理人の同意を得て、有効に追認することもできる。

（追認については無効および取消しで学習する。）

④ 法定代理人の代理権

未成年者の法定代理人は、未成年者を代理して、財産上の行為をすることができる（民§824本文参照）。

4 成年被後見人

H19-6

(1) 意義

15-4

成年被後見人とは、①重度の精神病を患っているなど、精神上の障害によって事理を弁識する能力（意思能力）を欠く常況にある者であつて、②家庭裁判所の後見開始の審判を受けた者（民§7）をいう。

9-1

5-8

S60-1

(2) 後見開始の審判の要件

① 実質的要件

精神上の障害によって、事理を弁識する能力を欠く常況にあること

である。一次的に回復することがあっても恒常的に意思能力を欠く状態にあれば、この要件に該当する。

② 形式的要件

本人、配偶者、4親等内の親族、検察官など一定の者が家庭裁判所に請求することが必要である（民§7）。

そして、家庭裁判所は、審判の要件を備えるときは、必ず後見開始の審判をしなければならない。なお、家庭裁判所が職権で後見開始の審判をすることはできない。

(3) 後見開始の審判の効果

後見開始の審判を受けた者は、成年被後見人とし、必ず保護者として成年後見人が付される（民§8）。

成年後見人は、法人でも、また複数人でもかまわない。

(4) 成年被後見人の法律行為

① 原則

成年被後見人の行為は、原則として取り消すことができる（民§9本文）。

成年被後見人は、原則として単独では法律行為をすることはできない。すなわち、ある法律効果を成年被後見人に帰属させるには法定代理人の代理行為によるしかない。成年被後見人は、成年後見人の同意を得ても法律行為をすることはできない。

② 例外

日用品の購入（毎日の食料等の買い物など）その他日常生活に関する行為（ガス代の支払いなど）については、成年被後見人が単独で行った場合であっても取り消すことができない（民§9ただし書）。

③ 成年被後見人が締結した法律行為を、成年後見人が事後的に追認することは可能である（民§122本文）。そして、成年後見人が追認することによって、成年被後見人のした法律行為は有効に確定する（同）。

(5) 後見開始の審判の取消し

① 後見開始の審判の原因が消滅したときは、家庭裁判所は、本人、配偶者、4親等内の親族、検察官など一定の者の請求によって、後見開始の審判を取り消さなければならない（民§10）。

② 取消しは、将来に向かつてのみその効力を生ずる。

5 被保佐人

H19-6

(1) 意義

15-4

被保佐人とは、①精神上の障害によって事理を弁識する能力（意思能力）が著しく不十分な者であって、②家庭裁判所の保佐開始の審判を受けた者（民§11本文）をいう。

9-1

5-8

S63-3

60-1

(2) 保佐開始の審判の要件

① 実質的要件

精神上の障害によって事理を弁識する能力が著しく不十分であることである（民§11本文）。

② 形式的要件

本人、配偶者、4親等内の親族、検察官など一定の者から家庭裁判所に請求することが必要である（民§11本文）。

(3) 保佐開始の審判の効果

保佐開始の審判を受けた者は、被保佐人とし、保護者として保佐人が付される（民§12）。

保佐人は法人でも複数人でもかまわない。

(4) 被保佐人の行為能力

① 保佐人の同意を要する行為

i 原則

被保佐人が、相続の承認・放棄をするなど一定の重要な行為をするには保佐人の同意を得ることを要する（民§13Ⅰ本文、Ⅱ本文）。

ii 例外

日用品の購入その他日常生活に関する行為については、被保佐人

の同意を要しない（民 § 13 I ただし書，同 II ただし書，9 ただし書）。

- ② 保佐人の同意を要する行為について，保佐人が被保佐人の利益を害するおそれがないにもかかわらず，同意をしないときは，家庭裁判所は被保佐人の請求によって保佐人の同意に代わる許可を与えることができる（民 § 13 III）。

- ③ 保佐人の同意を得ないでした行為の効果
被保佐人が，保佐人の同意を要する行為であって，その同意またはこれに代わる家庭裁判所の許可を得ないでしたものは，取り消すことができる（民 § 13 IV）。

- ④ 保佐人の追認権
保佐人の同意を要する行為について，被保佐人が保佐人の同意を得ないでしたものを，保佐人は追認することができる（民 § 122）。

ただし，保佐人が追認したときは，以後その行為を取り消すことができない（同）。

- ⑤ 保佐人の代理権
家庭裁判所は，保佐開始の審判請求権者または保佐人もしくは保佐監督人の請求によって，被保佐人のために特定の法律行為について保佐人に代理権を付与する旨の審判をすることができる（民 § 876 の 4 I）。

なお，本人以外の者の請求により代理権付与の審判をするには，本人の同意がなければならない（同 II）。

(6) 保佐開始の審判の取消し

- ① 保佐開始の審判の原因が消滅したときは，家庭裁判所は，本人，配偶者，4 親等内の親族，検察官など一定の者の請求によって，保佐開始の審判を取り消さなければならない（民 § 14 I）。

- ② 取消しは，将来に向かってのみその効力を生ずる。

6 被補助人

(1) 被補助人の意義

被補助人とは、①精神上の障害によって事理を弁識する能力（意思能力）が不十分な者であって、②家庭裁判所の補助開始の審判を受けた者（民 § 15 I 本文）をいう。

(2) 補助開始の審判の要件

① 実質的要件

精神上の障害によって事理を弁識する能力が不十分であるが、その能力を全く欠く程度あるいは著しく不十分という程度に至らないことである（民 § 15 I 本文）。

② 形式的要件

本人、配偶者、4親等内の親族、検察官など一定の者から家庭裁判所に請求することが必要である（民 § 15 I 本文）。

なお、本人以外の請求により補助開始の審判をするには、本人の同意が必要になる（同 II）。

(3) 補助開始の審判と同意権または代理権付与の審判

補助開始の審判は、保佐開始の審判の場合とは異なり、それ自体では何ら本人の行為能力を制限する内容を含まない。

そこで、補助開始の審判は、補助人に特定の行為についての同意権（民 § 17 I）、または代理権（民 § 876 の 9 I）の一方または双方を与える旨の審判とともにしなければならない（民 § 15 III）。

したがって、補助人には①同意権のみを有する補助人、②代理権のみを有する補助人、③同意権と代理権を有する補助人がある。

(4) 補助開始の審判の効果

補助開始の審判を受けた者は、被補助人とし、保護者として補助人が付される（民 § 16）。補助人は法人でも複数人でもかまわない。

(5) 被補助人の行為能力

① 補助人の同意を要する行為

① 家庭裁判所は、補助開始の審判を請求できる者または補助人もしくは補助監督人の請求により、被補助人が特定の法律行為をするには補助人の同意権を得なければならない旨の審判をすることができ

る（民§17Ⅰ本文）。

ただし、同意を得なければならないものとすることができる行為は、民法13条1項に規定する行為の一部に限られる（同Ⅰただし書）。

なお、本人以外の者の請求により補助人に同意権を与える旨の審判をするには、本人の同意が必要になる（同Ⅱ）。

- ② 補助人の同意を要する行為について、補助人が被補助人の利益を害するおそれがないにもかかわらず、同意をしないときは、家庭裁判所は被補助人の請求によって補助人の同意に代わる許可を与えることができる（民§17Ⅲ）。

② 補助人の同意を得ないでした行為の効力

補助人の同意を要する行為であって、被補助人が補助人の同意またはこれに代わる家庭裁判所の許可を得ないでしたものは、取消すことができる（民§17Ⅳ）。

③ 補助人の追認権

補助人の同意を要する行為について、被補助人が補助人の同意を得ないでしたものを、補助人は追認することができる（民§122）。

補助人が追認したときは、以後その行為を取り消すことができない（同）。

(6) 補助人の代理権

- ① 家庭裁判所は、補助開始の審判請求権者または補助人もしくは補助監督人の請求によって、被補助人のために特定の法律行為について補助人に代理権を付与する旨の審判をすることができる（民§876の9Ⅰ）。

なお、本人以外の者の請求によって、代理権付与の審判をするには、本人の同意が必要になる（同Ⅱ、876の4Ⅱ）。

- ② 補助人に代理権のみが付与された場合には、被補助人の行為能力は制限されず、被補助人の行為であることを理由に取り消すことはできない（民§20Ⅰかっこ書）。

(7) 補助開始の審判の取消し

① 補助開始の審判の原因が消滅したときは，家庭裁判所は，本人，配偶者，4親等内の親族，検察官など一定の者の請求によって，補助開始の審判を取り消さなければならない（民§18Ⅰ）。

② また，家庭裁判所は，これらの者の請求により，補助人に対する同意権または代理権付与の審判の全部または一部を取り消すことができる（民§18Ⅱ，876の9Ⅱ，876の4Ⅲ）。

そして，同意権および代理権付与の審判をすべて取り消す場合には，家庭裁判所は，補助開始の審判を取り消さなければならない（民§18Ⅲ）。

③ 取消しは，将来に向かってのみその効力を生ずる。

●後見開始，保佐開始，補助開始の各審判の比較

後見開始の審判	当然に財産に関する 全ての行為につき行 為能力が制限される。 ↓ 成年後見人を付す。 → 当然に代理権が付与される。
保佐開始の審判	当然に民法13条1 項2項本文の行為に つき行為能力が制限 される。 ↓ 保佐人を付す。 → 当然に同意権が付与される。 *ただし，特定の行為につき代理権付与の審判をすることが可能。
補助開始の審判	行為能力を制限する 内容を含まない。 ↓ 補助人を付す。 → → 審判により同意権が付与される。 審判により代理権が付与される。 *これらの審判は補助開始の審判 と同時になされる。 *代理権の付与により，本人の行 為能力は制限されない。

●後見・保佐・補助のまとめ

		成年後見	保 佐	補 助
実質的要件		精神上の障害によって事理弁識能力を欠く常況にある者	精神上の障害によって事理弁識能力が著しく不十分である者	精神上の障害によって事理弁識能力が不十分である者
形式的要件		本人，配偶者，4親等内の親族，未成年後見人，未成年後見監督人，保佐人，保佐監督人，補助人，補助監督人または検察官から家庭裁判所に請求すること	本人，配偶者，4親等内の親族，後見人，後見監督人，補助人，補助監督人または検察官から家庭裁判所に請求すること	本人，配偶者，4親等内の親族，後見人，後見監督人，保佐人，保佐監督人または検察官から家庭裁判所に請求すること※2
機 関 等	本 人	成年被後見人	被保佐人	被補助人
	保護者	成年後見人	保佐人	補助人
	監督人	成年後見監督人	保佐監督人	補助監督人
同 意 権 ・ 取 消 権	付与の対象	日常生活に関する行為以外の行為※1	民法13条1項所定の行為 ＋ 申立ての範囲内で家庭裁判所が審判で定めた特定の法律行為	民法13条1項所定の行為の範囲内で家庭裁判所が定める特定の法律行為
	付与の手続	後見開始の審判※1	保佐開始の審判	補助開始の審判※2 ＋ 同意権付与の審判※2
	取消権者	本人・成年後見人	本人・保佐人	本人・補助人
代 理 権	付与の対象	財産に関する全ての行為	申立ての範囲内で家庭裁判所が審判で定めた特定の法律行為	申立ての範囲内で家庭裁判所が審判で定めた特定の法律行為
	付与の審判	後見開始の審判	保佐開始の審判 ＋ 代理権付与の審判※2	補助開始の審判※2 ＋ 代理権付与の審判※2, 3

※1 成年後見人に同意権はない。

※2 本人以外の者の請求による場合には，本人の同意が必要。

※3 代理権のみが付与された場合には，本人の行為能力は制限されない。